

第3次札幌市消費者基本計画の体系

重点項目	
重点項目1 安全で安心できる消費生活に向けた取引行為の更なる適正化	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・不当取引行為に関する基準を事業者徹底し、違反事業者への対応を強化します。 ・HPやSNSを活用し、消費者に対して悪質事業者やその手口に関する情報を提供します。
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・不当な取引行為を行っている事業者に対し、改善するよう指導します。 ・消費者ホットライン188の認知度向上のための取り組みを推進します。 ・子供が被害に遭いやすい製品事故について、消費者に情報提供を行います。 ・消費者が食品に関する正確な情報を入手できるよう、事業者へ指導を行います。
重点項目2 高齢者等における消費者被害の未然防止の推進	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守りの必要性を周知し、市民や企業と見守り活動を充実します。 ・大学や専門学校、企業等において、講座や啓発の充実を図ります。
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係機関と連携し、消費者被害の早期発見・救済・拡大防止を図ります。 ・見守る立場の人に対し、消費者被害の未然防止に必要な情報を提供します。
重点項目3 自ら考え、判断し、行動する消費者となるための学びの機会の充実	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージマップに基づき、講座等の企画を行います。 ・学校で活用しやすい教材の提供を行います。
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・小中高の授業において消費者教育に関する学習を推進します。 ・高齢者や障がい者等に対する講座や啓発を実施します。 ・持続可能な消費の実践に向けた講座や啓発を実施します。 ・企業団体が実施している消費者教育の取組に係る情報を市民にPRします。
重点項目4 消費者行政の更なる推進に向けた連携の強化とネットワーク化の拡充	
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体との情報交換会の開催のほか、各種団体等との情報共有を図ります。 ・事業者等と連携して啓発活動等を推進します。
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体が主催する会議に出席し、意見交換や情報共有を行います。 ・道消費生活センターとの情報交換会や共催による啓発事業を実施します。

各施策において横断的に取り組む

計画の体系		
基本的方向	基本的施策	各施策
1 安全・安心な暮らしの推進	1 商品などの安全性の確保 2 危害の拡大や再発防止 3 災害などに向けた取組み	・重点施策 ・主な施策 ・その他施策
2 表示など（広告その他を含む）の適正化の推進	4 表示・広告の適正化 5 包装の適正化 6 計量の適正化	
3 取引行為の適正化の推進	7 不当な取引行為の禁止 8 不当な取引行為に関する情報提供	
4 商品やサービスなどの確保や物価の安定の確保	9 円滑な流通の確保 10 商品またはサービスなどの確保及び価格の安定	
5 消費者被害からの救済の推進	11 相談・苦情処理体制の充実 12 高齢者・障がい者の見守り活動の推進	
6 消費者意見の反映及び消費者の自主的行動の推進	13 消費者訴訟の援助 14 消費者意見の反映 15 消費者の自主的な組織活動の推進	
7 持続可能な社会の形成に向けた行動の推進	16 社会経済や環境・エネルギーに配慮した消費者・事業者講堂の推進	
8 消費者教育・啓発活動の推進	17 消費者教育の推進 18 消費者啓発・情報提供の推進	
9 関係機関・団体との連携の推進	19 消費者団体・事業者団体などとの連携の推進 20 関係行政機関との連携の推進	